

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 大阪府大阪市住之江区平林北二丁目8番23号

氏名 阪南産業株式会社

代表取締役 高好 章二

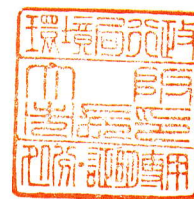
優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

大阪市長 吉村 洋文

許可の年月日 平成24年 9月 5日

許可の有効年月日 平成31年 6月30日



### 1. 事業の範囲

事業の区分 : 中間処理

処分の方法 : 破 碎

産業廃棄物の種類:

1. 木くず

石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く 以上1種類

### 2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 施設の種類 : ①②③破砕施設

(2) 設置場所 : 大阪市住之江区平林北2丁目8番23号 -①・②

大阪市住之江区平林北2丁目9番134号 -③

(3) 設置年月日 : 昭和59年 9月 4日 -①・②

昭和62年11月17日 -③

(4) 処理能力 : ①132 t/日(シュレッダ-) ②79 t/日(チップ-) ③160 t/日

(5) 許可年月日 : ①②③平成13年2月1日

(6) 許可番号 : ①第335号 ②第336号 ③第337号

### 3. 許可の条件

事業の範囲の変更や事業の用に供するすべての施設及びその設置場所並びに主要な設備の構造又は規模を変更する場合は事前に大阪市長の承認を得ること。

### 4. 許可の更新又は変更の状況

昭和59年 9月14日 当初許可

平成24年 9月 5日 許可更新

平成29年10月 2日 書換交付(申出書による書換)

### 5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無